

墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(通則)</p> <p>第1条 本区の使用料、手数料、分担金、過料、過怠金その他収入金(以下「収入金」という。)の督促及び滞納処分に関しては、法令その他別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(督促)</p> <p>第2条 収入金を納期限までに完納しない者があるときは、納期限経過後20日以内に督促状を発するものとする。</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第3条 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに前条に規定する督促に係る収入金を完納しない者があるときは、直ちに滞納処分に着手するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第4条 第2条の規定により督促状を発した場合において、収入金額が100円以上(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、納期限の翌日から収入金完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを徴収しない。</p> <p>災害によりやむを得ない事情があるとき。</p> <p>収入金を納めるべき者の住所及び居所が不明であるため、又は日本国内にないため公示送達の方法により納付の命令又は督促をしたとき。</p> <p>〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>1 〔略〕</p>	<p>第1条 本区の使用料、手数料、分担金、過料、過怠金その他収入金(以下収入金という。)の督促及び滞納処分に関しては、法令その他別段の定めあるものを除いては、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 収入金を納期限までに完納しない者があるときは、納期限経過後20日以内に督促状を発する。</p> <p>第3条 削除</p> <p>第4条 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、第2条の督促に係る収入金を完納しない者があるときは、直ちに滞納処分に着手する。</p> <p>第5条 第2条の規定により督促状を発した場合においては、収入金額が100円以上(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、納期限の翌日から収入金完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを徴収しない。</p> <p>災害により事情やむを得ないものがあるとき。</p> <p>収入金を納めるべき者の住所及び居所が不明であるため、又は本邦内にないため公示送達の方法により納付の命令又は督促をしたとき。</p> <p>〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>1 〔略〕</p>

2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第2項の規定は、平成26年1月1日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。